

総社市告示第20号

総社市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第21号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示の下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">総社市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、本市に居住する在宅の<u>小児慢性特定疾病児童等</u>に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（用具の種類及び給付の対象者）</p> <p>第2条 給付の対象となる用具の種類は、別表第1の用具の種類に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び</u></p>	<p style="text-align: center;">総社市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、本市に居住する在宅の<u>小児慢性特定疾患児</u>に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱において、「<u>小児慢性特定疾患児</u>」とは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成17年2月21日付け雇児発第0221001号）に定める小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている者をいう。</p> <p>（用具の種類及び給付の対象者）</p> <p>第3条 給付の対象となる用具の種類は、別表第1の用具の種類に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる<u>小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的</u></p>

改正後	改正前
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。</u> （給付の申請）</p> <p><u>第3条</u> 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書</u>（以下「申請書」という。）に<u>小児慢性特定疾病医療受給者証</u>の写し及び所得税額等を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる事項に係る書類は、省略することができる。</p> <p>（給付の決定）</p> <p><u>第4条</u> 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書</u>を作成し、用具の給付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書</u>及び<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券</u>を、その申請を却下することを決定したときは却下決定通知書を申請者に通知するものとする。</p> <p>（用具の給付）</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>（費用の負担）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により負担することとされた費用は、用具の引渡しの際に、<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券</u>に添えて、直接業者に支払うものとする。</p> <p>（用具の管理）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（給付台帳の整備）</p> <p><u>第8条</u> 市長は、用具の給付状況を明確にするため、<u>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳</u>を整備するものとする。</p> <p>（再給付等）</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>（その他）</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。</u> （給付の申請）</p> <p><u>第4条</u> 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付申請書</u>（以下「申請書」という。）に<u>小児慢性特定疾患医療受診券</u>の写し及び所得税額等を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる事項に係る書類は、省略することができる。</p> <p>（給付の決定）</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付調査書</u>を作成し、用具の給付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付決定通知書</u>及び<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付券</u>を、その申請を却下することを決定したときは却下決定通知書を申請者に通知するものとする。</p> <p>（用具の給付）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（費用の負担）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により負担することとされた費用は、用具の引渡しの際に、<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付券</u>に添えて、直接業者に支払うものとする。</p> <p>（用具の管理）</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>（給付台帳の整備）</p> <p><u>第9条</u> 市長は、用具の給付状況を明確にするため、<u>小児慢性特定疾患日常生活用具給付台帳</u>を整備するものとする。</p> <p>（再給付等）</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>（その他）</p> <p><u>第11条</u> 略</p>

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） (単位：円)				別表第1（第3条関係）			
用具の種類	公費負担限度額	対象者	性能	用具の種類	公費負担限度額	対象者	性能
便器	便器 4,450 手すり 5,400	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	便器	便器 4,450円 手すり 5,400	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
略				略			
特殊尿器	67,000	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、 <u>小児慢性特定疾病児童等</u> 又は介助者が容易に使用し得るもの	特殊尿器	67,000	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、 <u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	15,000	寝たきりの状態にある者	介助者が <u>小児慢性特定疾病児童等</u> の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	体位変換器	15,000	寝たきりの状態にある者	介助者が <u>小児慢性特定疾患児等</u> の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴補助用具	90,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、 <u>小児慢性特定疾病児童等</u> 又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴補助用具	90,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、 <u>小児慢性特定疾患児</u> 又は介助者が容易に使用し得るもの

改正後				改正前			
車いす	70,400	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	車いす	70,400	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
歩行支援用具	60,000	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	歩行支援用具	60,000	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>
電気式たん吸引機	56,400	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	電気式たん吸引機	56,400	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
略				略			

改正後				改正前			
ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能に障 がいのある者	小児慢性特定疾 病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの	ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能に障 がいのある者	小児慢性特定疾 患児又は介助者 が容易に使用し 得るもの
パルスオキシメ ーター	略			パルスオキシメ ーター	略		
ストマ装具（蓄 便袋）	106,800 (上記の金額は 年間で補助でき る上限)	人工肛門を造設 した者	小児慢性特定疾 病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの				
ストマ装具（蓄 尿袋）	140,400 (上記の金額は 年間で補助でき る上限)	人工ぼうこうを 造設した者	小児慢性特定疾 病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの				
人工鼻	117,000 (上記の金額は 年間で補助でき る上限)	人工呼吸器の装 着又は気管切開 が必要な者	小児慢性特定疾 病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの				
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
略				略			
備考 1 略 2 世帯階層区分の認定 (1) 略 (2) 認定の基礎となる用語の定義は、 <u>小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成27年5月28日付雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）別添2備考に定める用語の定義とする。</u>				備考 1 略 2 世帯階層区分の認定 (1) 略 (2) 認定の基礎となる用語の定義は、 <u>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年2月21日付雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）別表2の2備考に定める用語の定義とする。</u>			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。